

移住促進PR事業業務委託企画提案実施要領

1. 業務名

移住促進PR事業

2. 目的

移住体験事業「ちょっと暮らし」や生活拠点としての本市の魅力などをPRすることにより、本市への完全移住、二地域居住、ショートステイを促し、定住人口・交流人口の増加を図ることを目的とする。

3. 主なスケジュール（予定）

(1) 意向調査開始	平成28年11月28日（月）
(2) 意向調査書及び質問書の受付期間	平成28年11月28日（月）～12月 2日（金）
(3) 質問に対する回答	平成28年12月 5日（月）
(4) 参加申込書等の受付期間	平成28年12月 6日（火）～12月13日（火）
(5) 書類確認期間	平成28年12月14日（水）～12月16日（金）
(6) ヒアリング予定日	平成28年12月19日（月）
(7) 審査結果の通知	平成28年12月20日（火）

4. 業務内容

詳細は別添「仕様書」参照

5. 委託期間

契約締結日から平成29年3月15日（水）まで

6. 委託金額

1,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

7. 参加資格要件

この企画提案に参加しようとする事業者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。次の要件のいずれかを満たさなくなった場合又は応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿（平成27・28年度）の登録事業者で、かつ当該業務に対応できる業種に登録している事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 提出書類の提出期限において、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づき指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

8. 意向調査

(1) 提出方法

参加を希望する者は、所定の意向調査書(様式 1)を電子メールで送信すること。

なお、参加にあたり、別途提出が必要となる参加申込書等の受付は、この意向調査書を提出した事業者を対象とする。

(2) 受付期間

平成 28 年 11 月 28 日(月)から 12 月 2 日(金)午後 5 時 30 分まで

(3) 電子メール送信先

登別市総務部企画調整グループ (kikaku@city.noboribetsu.lg.jp)

9. 質問及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問がある場合は、所定の質問書(様式 7)に質問の要旨を簡潔に記載し、電子メールで送信すること。

※ 受付期間及び電子メール送信先は「8. 意向調査」の(2)、(3)に同じ。

(2) 回答方法

質問要旨及び回答をまとめ、平成 28 年 12 月 5 日(月)までに意向調査書を提出した全事業者へ電子メールで送信する。

10. 参加申込書等の提出方法

(1) 提出書類

参加を希望する者は、次のア～オの書類を提出すること。

(アは押印のうえ 1 部、イ～オは 5 部を提出。)

ア 参加申込書(様式 2)

イ 企画提案書(様式 3)

ウ 参考見積書(様式 4)

エ 業務実施体制表(様式 5)

オ 類似業務実績表(様式 6)

(2) 提出期間

平成 28 年 12 月 6 日(火)～12 月 13 日(火)まで

※ ただし、土・日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(3) 提出方法

郵送（平成 28 年 12 月 12 日（月）の消印有効）又は持参により提出すること。

(4) 提出先

〒059-8701 登別市中央町 6 丁目 11 番地 登別市総務部企画調整グループ

11. 企画提案の辞退

参加申込書等の提出後において、本業務に係る企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を郵送又は持参により、押印のうえ 1 部提出すること。

※ 提出先は「10. 参加申込書等の提出方法」の（4）に同じ。

12. 審査方法

登別市関係部局の職員で組織する審査委員会を設置し、別に定める評価基準表に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に交渉順位を定める。

(1) 審査基準

別添「移住促進 P R 事業業務委託企画提案評価基準表」のとおり

(2) 書類確認

ア 確認方法

提出書類の内容確認を行う。

イ 確認期間（予定）

平成 28 年 12 月 14 日（水）～12 月 16 日（金）

(3) ヒアリング

ア 実施方法

ヒアリングにより、企画提案内容、取組意欲及び履行能力等を評価する。

なお、ヒアリングには可能な限り、主として本業務に従事することを予定する者が出席すること。

イ ヒアリング予定日

平成 28 年 12 月 19 日（月）

※ヒアリングの日時等詳細については、別途通知する。

(4) 審査結果の通知

ア 通知方法

全参加事業者に対して、書面及び電子メールで通知する。

イ 通知日（予定）

平成 28 年 12 月 20 日（火）

(5) 契約の締結

契約交渉順位が第 1 位に選定された事業者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。辞退等の理由により、契約交渉順位が第 1 位に選定された事業者と契約を締結できない場合は、次順位の契約交渉順位事業者を委託契約締結候補事業者とする。

なお、参加事業者が1社のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行う。

13. その他

(1) 本業務に係る企画提案に要する諸経費等は、参加事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合

(3) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

14. 問い合わせ・連絡先

登別市総務部企画調整グループ（担当：菊地、澤口、福原）

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-1122 F A X：0143-85-1108 メール：kikaku@city.noboribetsu.lg.jp